

平成20年4月から 新しい健康診査・保健指導などがスタートします

私たちは誰もが健康で長生きしたいと考えています。しかし、最近、医療費の伸びが深刻な状況になっています。この医療費の伸びにつながる要因を見ますと「生活習慣病」からの重症化によるものが大きく影響しています。したがって、生活習慣病患者・予備群の増加をとめることが医療費の伸びを抑える直接的な効果につながるものと考えられています。

健康診査が義務付けられます

生活習慣病患者・予備群の増加を止めるため、健康診査・保健指導の実施が医療保険者（国民健康保険や社会保険な

ど）の義務となります。

村の場合、「国民健康保険加入者」「75歳以上の後期高齢者」が対象となります。受診の際には保険者から送付される受診券と保険証が必要となります。どちらも持参しない場合には受診できませんのでご注意ください。社会保険などの加入者の方は事業所での実施となりますので受診できません。

健診の結果、とくに生活習慣病の重症化につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の方を対象に保健指導を継続的に行い、生活習慣病の改善をかり健康づくりを応援します。

保険証が新しくなります

該当となる世帯は、世帯内に75歳以上の後期高齢者医療へ移行する方がいる場合、現在、退職者医療の65歳以上に該当している方となります。該当となる世帯の保険証は有効期限が平成20年3月31日となっています。また、70歳以上の方にお送

りしている「高齢受給者証」は、4月より一部負担金の割合が2割となる予定でしたが1年間据え置かれることとなりました。

詳しくは各行政区のご協力を得て総会に併せて医療保険制度の説明をしますので多数ご参加ください。

■問い合わせ 村住民福祉課 国保健康係 ☎49-3112

●健診と保健指導の移り変わり

今までの健診と保健指導

- ・健診は病気の早期発見・治療が目的
- ・保健指導は病気ごとに実施

複数の異常がある人はどれから手をつければいいのかわかりにくい

これからの特定健診・特定保健指導

- ・健診はメタボリックシンドロームおよび予備群の抽出が目的
- ・保健指導は状態別に必要に応じて実施

状態に合わせた保健指導

自分の状態にあった指導を受けることができます。また、健診データは医療保険者が保管し、レセプトとあわせて分析などを行うので、継続的効果的な健康管理を受けることができます。

年金を受給されている方で住民票コードを記入した場合は 年金受給権者現況届(はがき)は郵送されません

みなさんの手続きの簡素化を図るため、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステム（住民基本台帳法に基づき市町村間、国の行政機関などに本人確認情報の提供を行うための全国ネットワークシステム）を活用して年金受給者の現況確認を行っており、毎年、誕生月に提出が必要であった「年金受給権者現況届」の提出が原則不要となりました。

現況届けの提出が不要となる年金受給者の方には、これまで現況届が送付されていた誕生日の月初めが前月末に社会保険業務センターから現況届が不要となる旨のお知らせが送付されていますが、社会保険庁が管理している年金受給者の本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）が、転居や住所番などの変更

より住民票の基本情報と相違している方は、住民票コードを社会保険庁に届けることにより、次回から原則として現況届を提出する必要がなくなっています。

村では、年金受給者の現況確認に限り、本人または同じ世帯の方が役場窓口で現況届書類を持参して申し出ますと「住民票コード通知票」を無料交付しています。同一世帯の家族以外の方に頼む場合は「委任状」が必要となり、電話では本人であっても住民票コードをお知らせすることはできません。

「ねんきん特急便」 について

「ねんきん特急便」では社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがない

か十分に確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を、必ず提出してください。

また、住所変更の届出が済んでいない方は、大切な「ねんきん特急便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが以下の手続き先で手続きをお願いいたします。

- 国民年金第1号（自営業、学生など） 被保険者：役場 窓口
- 厚生年金加入者：勤務先
- 国民年金第3号（会社員などに扶養されている被扶養配偶者） 被保険者：勤務先

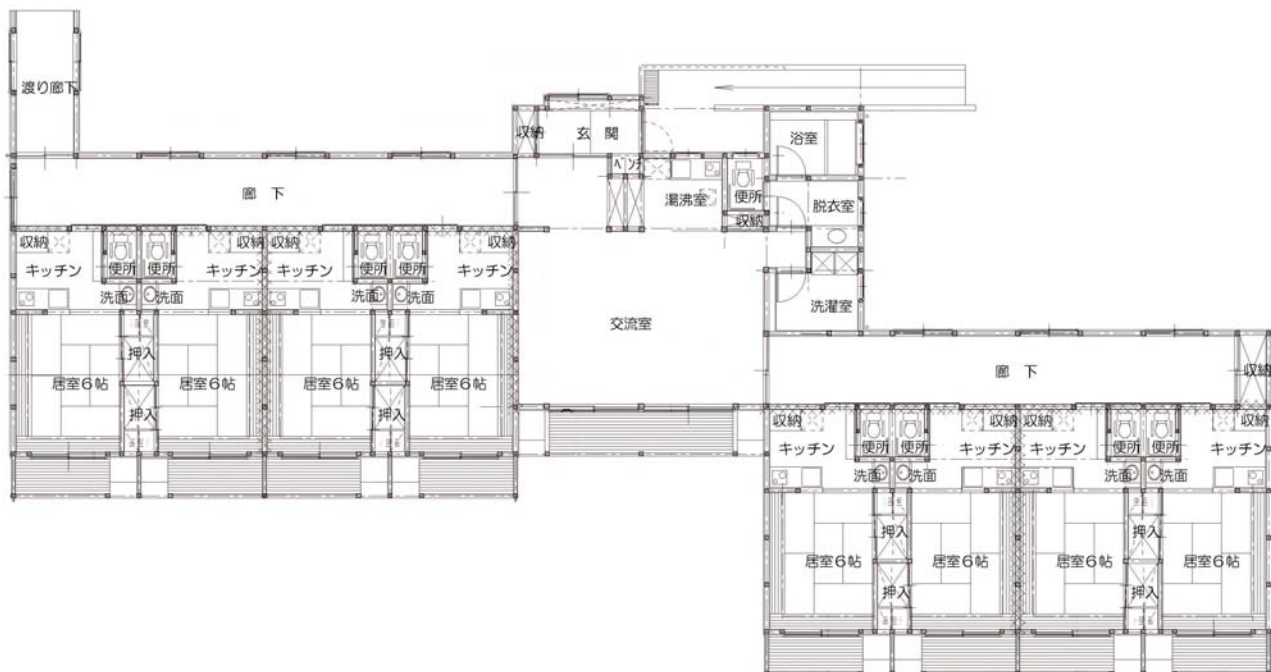
結婚などで名字が変わった方について

基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、現在名寄せを実施し記録の統合に向けた取り組みを進めています。

結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届けをしない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

- 問い合わせ 社会保険事務所 局白河事務所 ☎0248-274165 村住民福祉課 国保健康係 ☎49-3112

高齢者向け優良賃貸住宅平面図



高齢者向け優良賃貸住宅 入居者募集

●問い合わせ 役場住民福祉課住民福祉係

☎49-3112

地域整備課建設係

☎49-3116

村では、適切な住宅の確保が困難な高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯を支援するため、赤坂中野字宿ノ入地内（ひだまり荘敷地内）に村営の高齢者向け優良賃貸住宅を整備しました。次により入居者を募集します。

募集戸数 8戸

住宅の構造 木造平屋建て 23・

22㎡（二世帯当たり）

間取り ▼居室：和室6帖、台

所、トイレ、物置▼共有スパー

ス：交流室、浴室、トイレ、

洗濯室

入居資格 60歳以上の単身・夫

婦世帯

入居者負担金 ▼家賃：月額1

8,100円～30,500

円※入居者の収入（所得）な

どにより決定されます。なお、

低所得者には減免措置により、

下表による家賃を適用します。

▼敷金：入居者の入居時にお

ける家賃2か月分▼その他：

共益費として一人8,000

■減免措置一覧表

所得金額による区分	一人当たり家賃額
1,200,000円以下	2,000円
1,200,001円～1,300,000円	4,000円
1,300,001円～1,400,000円	7,000円
1,400,001円～1,500,000円	10,000円
1,500,001円～1,600,000円	13,000円
1,600,001円～1,700,000円	16,000円

該当した方が多数の場合は、住宅困窮度の高い方を優先し、同程度の場合は抽選により決定します。

高齢者向け

優良賃貸住宅とは

高齢者が安全に安心して居住できるように、「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅です。また、高齢者の生活を支援するために、任意の付加的サービスを提供したり、社会福祉施設などに併設することで、より安心して住み続けられる住宅です。

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、60歳以上の単身・夫婦世帯の方などを入居対象に、このような良質な賃貸住宅を供給促進するための制度です。

その他 ▼施設内での犬・猫などの動物の飼育は認めません
▼入居する際、保証人が必要です※保証人は鮫川村に在住している方で保証人として適当と認められる方▼施設利用者とのふれあいを大切にすること▼共有スペースの維持管理活動を行うこと

申し込み先 役場住民福祉課に備え付けの申込書により申し込みんでください。

申し込み添付書類 ①住民票謄

本②所得証明書③納税証明書

申し込み期限 3月14日（金）

まで

入居者の選考 入居者の資格に